

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 27 年 3 月 25 日

薩摩川内市議会企画経済委員会
委員長 川 添 公 貴

I 今定例会の付託事件

1 委員会の開催日

3 月 17 日、18 日（2 日間）

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 20 号 薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 21 号 薩摩川内市集会所条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第 22 号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第 23 号 薩摩川内市里港ターミナル及び薩摩川内市長浜港ターミ
ナルの指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第 24 号 薩摩川内市甑島水産観光促進補助金に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第 39 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付
託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、六次産業化実施計画の承認に当たっては、
事業者における所得向上等の成果を十分に挙げられるよう取り組まれたい
旨の意見が述べられた。

- (7) 議案第 54 号 平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員
会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおり
である。

ア 甑島観光ライン旅行誘客実証事業を実施することとしているが、国定
公園指定に伴う観光客増加への対応は喫緊の課題であることから、公共
交通機関などの受入体制の整備は早期に対応されたい。

イ 観光案内・公認観光ガイド養成事業における養成研修会の実施に当た

っては、地域資源の紹介等のテキストが必須であることから、薩摩川内えびそーど100等を有効活用されたい。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 薩摩川内市水産物地方卸売市場の運営会社が解散したが、今後の対策を検討するためにも、本市で消費される魚の流通形態等について調査されたい。
- (2) 森林組合の経営が厳しいと考えられることから、実態を把握して必要な支援を検討されたい。
- (3) 農地の宅地化により市道と同じような利用形態となっている農道については、市道認定が難しいとしても、現況に即して市道に準じた整備や市道と農道を一元管理するような対応等ができないか研究されたい。
- (4) 組織・機構見直しに伴い、市民相談業務が保護課に移管されることから、市民が相談に行きやすい環境づくりに努められたい。

II 継続審査の付託事件

1 付託事件

陳情第13号 「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書

2 付託の時期

平成26年第6回薩摩川内市議会定例会（12月9日）

3 委員会の開催日

平成26年12月11日、平成27年3月17日（2日間）

4 審査結果

本陳情については、議員間の自由討議により審査を行い、「農協改革に関する政府とJA全中との合意により、陳情受理後に情勢が変わっている」、「情勢が変わっている中で、陳情内容に沿った意見書の提出は妥当か」、「情勢の変化から、JA自己改革に対する意見書の提出は難しいが、農協改革に対するものは適当」といった議論があり、採決の結果、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した。

なお、この採決結果に対しては、「陳情受理後に農協改革に関して情勢の変化があったことから、提出する意見書は、陳情内容と異なるものとならざるを得ない」との意見を付することとした。